

## はりまや橋周辺から高知城までの東西軸エリア活性化プランフォローアップ委員会設置要綱

## (目的)

第1条 はりまや橋周辺から高知城までの東西軸エリア活性化プラン（平成23年3月31日高知県・高知市策定。以下「プラン」という。）の検証等を行い、プランをより効果的で、かつ、実効性のあるものとするため、はりまや橋周辺から高知城までの東西軸エリア活性化プランフォローアップ委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行うものとする。

- (1) プランの進捗状況の検証及び評価に係る事項
- (2) プランの修正等に係る事項
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

## (構成)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうち、高知県知事及び高知市長が認めるものとする。

- (1) 商工業及び観光業の関係団体等に属する者
  - (2) 学識経験を有する者
  - (3) その他高知県の歴史、文化、食等について識見を有する者
- 2 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。
- 3 委員会に、委員長及び副委員長2名を置き、委員の互選により選任する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、資料の提出、意見の表明その他の協力を求めることができる。

## (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、公開とする。ただし、特に委員会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
- 3 委員が委員会の会議を欠席する場合においては、委員長は当該委員が推薦する者の代理出席を認めることができる。

## (専門部会)

第5条 プランのフォローアップに関し、高知県知事と高知市長が必要と認める場合に、委員長と協議し、委員会に専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の部会員（以下「部会員」という。）は、委員及び次の各号に掲げる者のうち、高知県知事及び高知市長が認めるものとする。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 専門部会の設置目的に関して識見を有する者
  - (3) 高知県及び高知市の職員
- 3 部会員の任期は、専門部会が設置されている期間とする。
- 4 専門部会に、部会長をおき、部会長は委員の中から部会員の互選により定める。

- 5 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。
- 6 部会長は、専門部会の取組内容等について、適宜、委員会に報告するものとする。
- 7 専門部会の庶務は、高知県及び高知市の当該専門項目を所管する課室で共同して行う。

(謝金及び旅費)

第6条 委員及び部会員の謝金は、これを支給しない。

- 2 委員及び部会員が委員会の職務を行うために、委員会及び専門部会の会議に出席し、又は旅行したときの旅費は、委員及び部会員がそれぞれ負担する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、高知県総務部政策企画課及び高知市商工観光部商工振興課に置き、その庶務を共同して行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

(会議の招集等に関する特例)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、高知県知事及び高知市長が招集する。
- 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議に係る代理出席については、第4条第3項の規定にかかわらず、当該会議を欠席する委員の申し出により、高知県知事及び高知市長が協議し、認めることができる。
- 4 第5条第1項の規定に基づき設置された専門部会の最初に開かれる会議は、同条第5項の規定にかかわらず、高知県知事及び高知市長が招集する。